

横浜市一般廃棄物処理業者等に対する処分基準

制定 平成 26 年 4 月 1 日 資一第 1166 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「法」という。）に基づき一般廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者に対して行う処分の基準及び内容について定めるものとする。

(処分の対象)

第 2 条 この基準は、横浜市長から法第 7 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者若しくは同条第 6 項の規定に基づき一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下、「処理業者」という。）又は法第 8 条の規定に基づき一般廃棄物処理施設設置の許可を受けた者（以下、「施設設置者」という。）を対象とする。

2 処分は、行政指導では法の目的を達成できないと認められるときに行うものとする。

(事業の停止及び施設の使用の停止命令)

第 3 条 市長が、処理業者に対し法第 7 条の 3 の規定に基づく事業の停止命令を行うとき又は施設設置者に対し法第 9 条の 2 の規定に基づく施設の使用の停止命令を行うとき、停止期間は別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 処理業者に対し事業の停止を命ずるときは、法第 7 条第 1 項又は第 6 項に基づき許可を受けた事業の全部の停止を命ずるものとする。

(許可の取消し)

第 4 条 市長は、処理業者が法第 7 条の 4 第 2 項に基づく別表第 2 に掲げる違反行為をしたとき又は施設設置者が法第 9 条の 2 の 2 第 2 項に基づく別表第 2 に掲げる違反行為をしたときは許可を取り消すことができる。

(停止期間の加重及び軽減)

第 5 条 停止期間を加重するに足りる相当の理由があると認められるときは、別表第 1 に掲げる期間の 2 分の 1 を限度として、停止期間を加重することができる。

2 停止期間を軽減するに足りる相当の理由があると認められるときは、別表第 1 に掲げる期間の 2 分の 1 を限度として、停止期間を軽減することができる。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

No	処分事由	停止期間	根拠条文
1	(委託基準違反) 法第6条の2第6項の規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託したとき。	90日	法第7条の3第1項 第1号及び第9条の2 第1項第3号 (違反行為関係)
2	(委託基準違反、再委託禁止違反) 法第6条の2第7項又は第7条第14項の規定に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託したとき	90日	
3	(無許可営業) 法第7条第1項又は第6項の規定に違反して、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ったとき。	90日	
4	(無許可事業範囲変更) 法第7条の2第1項の規定に違反して、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行ったとき。	90日	
5	(名義貸しの禁止違反) 法第7条の5の規定に違反して、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行なわせたとき。	90日	
6	(施設無許可設置) 法第8条第1項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を設置したとき。	90日	
7	(施設無許可変更) 法第9条の規定に違反して、第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更したとき。	90日	
8	(改善命令違反) 法第9条の2及び第19条の3の規定による命令に違反したとき。	90日	
9	(施設無許可譲受け・無許可借受け) 法第9条の5第1項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けたとき。	90日	
10	(無確認輸出) 法第10条第1項の規定に違反して、一般廃棄物を輸出したとき。	90日	
11	(不法投棄) 法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てたとき。	90日	
12	(不法焼却) 法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却したとき。	90日	
13	(不法投棄・不法焼却目的収集運搬) 法第16条又は第16条の2の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。	90日	
14	(無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂) 法第10条第1項、第16条及び第16条の2に掲げる罪の未遂。	90日	
15	(無確認輸出予備) 法第10条第1項の罪を犯す目的でその予備をしたとき。	90日	
16	(指定有害廃棄物の処理禁止違反) 法16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をしたとき。	90日	
17	(措置命令違反) 法第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定による命令に違反したとき。	90日	

No	処分事由	停止期間	根拠条文
18	(施設使用前検査受検義務違反) 法第8条の2第5項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設を使用したとき。	60日	
19	(帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反) 法第7条第15項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第7条第16項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。	30日	
20	(業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出) 法第7条の2第3項、第9条第3項若しくは第4項又は第9条の7第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	30日	
21	(定期検査受検義務違反) 法第8条の2の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	30日	
22	(維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反) 法第8条の4の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかったとき。	30日	
23	(報告義務違反、虚偽報告) 法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	30日	
24	(立入検査拒否・妨害・忌避) 法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	30日	
25	(技術管理者設置義務違反) 法第21条第1項の規定に違反して、技術管理者を置かなかったとき。	30日	
26	(焼却工場への不適正搬入) 本市焼却工場に産業廃棄物を搬入し、又は搬入しようとしたとき。	10日	
27	(事故時応急措置命令違反) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。	応急措置に必要な期間	
28	(処理業者の能力基準不適合) 処理業者のその事業の用に供する施設又は処理業者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。	施設又は能力が許可基準に適合するまでの間	法第7条の3第1項第2号
29	(施設の構造・維持管理基準不適合) 一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法第8条の2第1項第1号若しくは法第8条の3に規定する技術上の基準又は一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認めるとき。	施設が許可基準に適合するまでの間	法第9条の2第1項第1号
30	(設置者の能力基準不適合) 設置者の能力が法第8条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。	能力が許可基準に適合するまでの間	法第9条の2第1項第2号
31	(許可条件違反) 法第7条第11項又は第8条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	10日以上 90日以下	法第7条の3第1項第3号及び第9条の2第1項第4号

別表第2（第4条関係）

No	処分事由	根拠条文
1	(処理業者の能力基準不適合) 処理業者の事業の用に供する施設又は処理業者の能力が法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合しなくなり、かつ、改善の見込みがないと認められるとき。	法第7条の4第2項関係
2	(許可条件違反) 法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反し、悪質な行為であると認められるとき。	
3	(施設設置の構造及び維持管理基準不適合) 処理施設の構造又はその維持管理が法第8条の2第1項第1号若しくは法第8条の3第1項に規定する技術上の基準又は当該許可に係る法第8条第2項の申請書に記載した施設に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合しなくなり、かつ、改善の見込みがないと認められるとき。	法第9条の2の2第2項関係
4	(施設設置者の能力基準不適合) 施設設置者の能力が法第8条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合しなくなり、かつ、改善の見込みがないと認められるとき。	
5	(許可条件違反) 法第8条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反し、悪質な行為であると認められるとき。	